

第63回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年9月26日(月) 午後1時25分から午後3時10分

開催場所 姫路市役所 10階 第二会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田摩仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席	○	
17	青田誠	出席	○	会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 1名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について  
議案第6号 畑地転換届について  
報告第1号 農地法第3条の規定等による許可申請に係る事情聴取について  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について  
報告第4号 合意による解約等の通知について  
報告第5号 県許可案件の許可状況について

(令和4年9月26日 午後1時25分)

議長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第63回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

なお、本日は傍聴希望者が市内に居住する方で1名おられます。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を小林委員と青田委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いたします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1～P2)を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が8件提出されております。

1番です。

家島町坊勢の畑238㎡につきまして、家島町坊勢の[ ]より「平成12年以前より、建物敷地及び駐輪場の一部として利用している」との申請です。

2番です。

打越の畑32㎡につきまして、打越の[ ]より「平成2年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

夢前町山之内の畑2筆計240㎡につきまして、大津市の[ ]より

「昭和62年以前より、居宅、農業倉庫及び車庫として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町菅生潤の畑81㎡につきまして、神戸市の[ ]より「平成10年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

5番です。

安富町狭戸の畑455㎡につきまして、景福寺前の[ ]より「平成10年以前より、住宅敷地及び道路として利用している」との申請です。

6番です。

飾東町八重畑の田13㎡につきまして、飾東町小原の[ ]より「平成12年以前より、元郵便局敷地の一部として利用している」との申請です。

7番です。

豊富町豊富の畑2筆計488㎡につきまして、豊富町豊富の[ ]より「昭和62年以前より、仏閣敷地及び雑木林となっている」との申請です。

8番です。

豊富町豊富の田91㎡につきまして、岡山市倉敷市の[ ]より「平成11年以前より、倉庫敷地及び露天駐車場として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P5）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、14件提出されております。4番および9番が市街化区域の案件であるほかは、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。1番から3番が現在耕作面積0㎡の方の案件、4番以降が既に下限面積を超えている方の案件です。申請地は、8番の2筆及び14番を除きいずれも譲渡人・貸人の「自作地」となっています。8番の2筆及び14番については貸付地ですが、譲受人の耕作地となっています。譲受人・借人はいずれも「個人」です。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきまして、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」については、いずれも1.5km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、それぞれの案件について概要をご説明いたします。

1番です。

林田町下栲の田1, 223㎡につきまして、たつの市の [ ] が、たつの市の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。なお、たつの市の田4, 904㎡につきまして、3条許可申請が同時に提出されており、どちらの案件も許可されますと、 [ ] の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える6,127㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

なおこの案件、 [ ] の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

2番3番です。

林田町松山の [ ] が、安富町狭戸の田2筆計2,921㎡につきましては、景福寺前の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請と、安富町狭戸の畑410㎡につきましては、安富町狭戸の [ ] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,331㎡になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。

なおこの案件、 [ ] の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

4番です。

上大野二丁目の田667㎡につきまして、上大野五丁目の [ ] が、上大野一丁目の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は9,638㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

5番です。

林田町中山下の田220㎡につきまして、林田町下伊勢の [ ] が、林田町中山下の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は35,390㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

6番です。

夢前町菅生潤の田3筆計624㎡につきまして、夢前町菅生潤の [ ] が、神戸市の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は4,461㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

7番です。

安富町瀬川の田、畑3筆計4,367㎡につきまして、安富町瀬川の [ ] が、安富町瀬川の [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は10,678㎡になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。

8番です。

安富町名坂の田10筆計6,754㎡につきまして、安富町名坂の [ ] が、安富町名坂の [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は128,148㎡になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。

9番です。

花田町加納原田の田2筆計1,992㎡につきまして、飾東町庄の [ ] が、花田町上原田の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は4,179㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

10番です。

別所町北宿の田935㎡につきまして、別所町北宿の [ ] が、父である別所町北宿の [ ] より「生前贈与を受けたい」との所有権移転の申請

です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は5,438㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

11番です。

豊富町豊富の田68㎡につきまして、本町の[ ]が、豊富町豊富の[ ]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は4,959㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

12番です。

船津町の田2筆計300.47㎡につきまして、船津町の[ ]が、妹である豊富町甲丘四丁目の[ ]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は3,521㎡になる予定です。なお、[ ]の9.47㎡につきましては、[ ]の持分2分の1の権利を移転することにより[ ]の単独名義になります。作付作物は「野菜」となっております。

13番です。

船津町の田2筆計2,701㎡につきまして、仁豊野の[ ]が、神崎郡神河町の[ ]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

なお、譲受人である[ ]は、船津町で農業をしている父の[ ]の農業に10年前から従事しているとのことで、農地法第二条第二項により父の[ ]世帯の世帯員等に該当するものとして申請されております。この件許可されますと、父の[ ]世帯の耕作面積は、25,663㎡となる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

14番です。

船津町の田4筆計5,630㎡につきまして、船津町の[ ]が、神崎郡神河町の[ ]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されましても、当該申請地は譲受人の現在耕作地であるため、[ ]の耕作面積に変動はありません。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

.....

議長

1番から3番の計2件ですが、いずれも地区農政協議会において新規農家として事情聴取が必要との意見を踏まえ、この2件事情聴取を行う、ということでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、10月5日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他、なにかございますか。

各委員

.....

議長

なければ、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。  
それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」、続いて議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、現地調査報告の関係から同時に審議したいと思っておりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号（P6）を説明する。  
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。

都市計画区域外の夢前町宮置の田2筆計2,092㎡につきまして、中地の[ ]より「貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、申請地に接する県道の向かいにある[ ]として76台分の貸露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

議案第4号（P7～P9）を説明する。  
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。7番の案件でございますが、申請人にて申請内容を補正中ですので、案件の削除をお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、9件の申請が提出されております。4番5番が都市計画区域外の案件の外は、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

飾西の田345㎡につきまして、青山北三丁目の[ ]が、飾西の[ ]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、「上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在」する「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積102.68㎡の一般住宅を建築し、2台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金及び融資」、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が手続き中、現況は「田」となっております。

2番です。

石倉の田2筆計2,552㎡につきまして、石倉の[ ]が、網干区興浜の[ ]より「使用貸借権で借り受けて、土壌改良を行いたい」との一時転用の申請です。「事業内容」につきましては、先月審議頂いた石倉の土

壊改良の案件と一体の事業で、水の便が悪い水田に盛り土を行い畑地に転換する計画で、事業期間2年間の一時転用となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」となっております。畑地に転換後は[ ]  
[ ]当該農地を借り受け、耕作を行う計画とのことです。申請地は農地中間管理機構が中間管理権を有した状態ですが、現在18条解約手続き中となっております。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっておりますので、当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について市農政総務課へ意見を求めたところ、「農地を土壌改良するにあたり、支障なし。」との回答を得ております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、先月、現地調査は実施済みで、現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

3番です。

林田町奥佐見の田14㎡につきまして、林田町奥佐見の[ ]が、林田町奥佐見の[ ]より「譲り受けて、自宅への進入路を拡張したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設敷地面積の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、現況は一部が「雑種地」となっております。

4番です。

夢前町前之庄の畑216㎡につきまして、夢前町前之庄の[ ]が、大阪市の[ ]より「譲り受けて、農業用露天資材置場、露天農作業場、車庫にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」の「第2種農地」に該当すると考えております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況はすでに車庫が建っており、このことにつきまして始末書が添付されております。

5番です。

夢前町野畑の田4筆計2,987㎡につきまして、夢前町野畑の[ ]が、夢前町筋野の[ ]より「使用貸借権で借り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、太陽光発電設備を2基設置し、太陽光パネル計684枚、パソコン計18台、出力[ ]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観条例が手続き済、産廃条例が協議済、事業計画事前申請が手続き済で、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

6番です。

別所町別所の畑10筆計2,199㎡につきまして、仁豊野の[ ]が、飾磨区下野田三丁目の[ ]より「譲り受けて、露天資材置場、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である別所ランプから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、土砂を一時的に保管するための露天資材置場及び重機等の車両6台分の露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「畑」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

8番です。

山田町西山田の田3筆計594㎡につきまして、神崎郡福崎町の [ ] が、山田町西山田の [ ] より「譲り受けて、農家住宅、露天駐車場を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積96.06㎡の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金及び融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請済となっております。現況は「田」となっております。

9番です。

香寺町恒屋の田203㎡につきまして、香寺町恒屋の [ ] が、妻の父である香寺町恒屋の [ ] より「譲り受けて、一般住宅、露天駐車場を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、延床面積124.08㎡の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況は「田」となっております。

10番です。

香寺町犬飼の田306㎡につきまして、仁豊野の [ ] が、父である香寺町犬飼の [ ] より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅、露天駐車場を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、床面積116.34㎡の平屋建住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況は「田」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

議案第3号の1番、議案第4号の2番、5番、6番については、転用面積が1,000㎡を超えていますので、現地調査の対象となります。このうち、議案第4号の2番については、先月実施済みです。その他の案件について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの福岡委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

福岡委員

報告します。

まず、議案第4号の6番の畑ですが、早い話荒れ放題の状態、そこを露天資材置場、露天駐車場にするということで、きれいに整地になると問題はなくなくなるとおもいます。

次に、議案第3号の1番ですが、道を隔てた会社が駐車場に利用したいとのことで、ここは荒れ放題というわけではなかったのですが、きれいに整地されよくなると思われました。

最後に、議案第4号の5番の太陽光発電設備ですが、ここは段々畑になっていまして、ここも長年耕作されていない荒れ放題の状態、ここもきれいになると思われました。

3件とも問題がないものと思いました。以上です。

議長

はい、報告、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

青田委員

議案第4号の2番の案件について、「畑地に転換後は申請者の [ ] が当該農地を借り受け、耕作を行う」との説明ですが、当該法人は農地を借りることができる要件を満たしていますか。

議長

この法人は、建設業をされる傍ら農業もされていまして、さつまいもやにんにくなど特殊な野菜を作付けされています。

事務局

当該法人はすでに農家台帳が存在し、借受地で4,000㎡の実績があります。

大塚委員

姫路では珍しいにんにく収穫機を使っておられます。見学させていただいたことがあります。

議長

その他、なにかございますか。

各委員

...

議長

ないようですので、まずは議案第3号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」についても許可相当とします。

それでは、次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P10~P11)を説明する。

〔農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見について〕

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、市農政総務課より農用地利用集積計画の決定と農用地利用配分計画についての意見を求められているものでございます。農用地利用集積計画により「ひょうご農林機構」に利用権を設定し、農用地利用配分計画により担い手へ貸し付けることとなります。

今回の権利設定は、新規の使用貸借権の設定が「11件、24筆、22,341㎡」の計画となっております。農業委員会としましては、農地法第3条の許可基準を準用して、決定及び意見についてのご判断をいただくものです。

今回利用権の設定を受ける担い手のうち1番2番の [ ] につきましては、耕作面積について、調整区域の下限面積3,000㎡を超える予定ですが、現在耕作面積が0㎡のため、管農計画書を添付しております。なお、中南部地区農政協議会におきまして、「新規農家に該当するため、事情聴取は必要」との意見となっております。その他の点については、特に問題点はで

りません。委員会で決定後、公告することにより、利用権が設定されることとなります。公告予定日は、令和4年11月1日です。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定について、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 事情聴取についてですが、中南部地区農政協議会の意見を踏まえ、事情聴取を行う、ということでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、10月5日に事情聴取を行いたいと思います。  
その他について、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第5号について、決定とすることでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、決定と致します。  
次に、議案第6号「畑地転換届」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号（P11）を説明する。  
〔畑地転換届について〕

1番2番3番です。

7月受付分として7月に審議頂きましたが、届出書に「水利代表・農区等同意書」の添付がなく、自治会の会合で申請人の[ ]と自治会が協議をされる予定とのことから、その機会を与え結論を待つ、との理由で継続審議となっていました。その自治会の会合が再度にわたり延期となったことから、8月においても継続審議となっているものです。

林田町下伊勢の[ ]より林田町中山下の田6筆計6,222㎡につきまして、「ほ場の高低差を解消し規模を拡大し効率化を図る」との届出です。現況はすでに「畑」となっております。

この案件に関しまして、追加資料もあわせてごらんください。

まず、これまでの経緯について、説明します。

令和3年に申請人の[ ]から「水田に土を入れて畑地にしたい」との相談を受けた際に、事務局が「田も畑も農地であり農地法上必要となる手続きはないが、転用事業と誤解をされないよう、地元農区には説明をしておいてほしい」と回答したことから、事前に農区長に説明の上、1番2番の申請地について畑地転換を行いました。

今年6月に入り、3番の申請地について同様に畑地転換を始めたところ、地元から大規模な土の搬入をやっていて不安である、との声が上がリ、小林委員が地元と申請人の調整に努めてきました。このことについて、6月の地区協議内及び総会にて小林委員が懸念事項として提議されています。

6月29日に、この声に応える形で、岸本会長、大塚職務代理、青田職務代理、小林農業委員が現地確認を行い、現地で申請人の[ ]から畑地転換事業についての説明を受けました。この現地確認の結論としては、「現時点で指導すべきと判断される所はない」との一致した意見でしたが、すでに転換事業が完了している農地も含めて畑地転換届の手続きをしてもらうよう[ ]にお願いし、今回の届出となっております。

7月8日に提出されたこの届出について、当初地元農区・水利の同意書の提出がなく、提出しない理由として福島農区長から「地元の総意に基づき提出したいため、総会を開き意思決定するまで今しばらく時間が欲しい」との申し出でした。

7月の地区協議会及び総会では、この農区からの希望に応じる形で、申請人の[ ]の同意もあったことから、「自治会での会合で申請人の[ ]と自治会が協議をされる予定とのことから、その機会を与え結論を待つ」として継続審議となっていました。

しかしながら、8月においてもコロナ禍の影響もあり自治会の会合が延期に次ぐ延期となり、8月の地区協議会及び総会では、申請人の[ ]の同意もあり、「地元の意向を知ることができていない状況において勝手に話を進めるべきではなく、自治会総会の開催を待つべきで、それまで結論は保留としたい」として引き続き継続審議となっていました。

8月末からは、地区担当の小林委員に加えて大谷最適化推進委員、山下最適化推進委員が地元農区と[ ]の間で調整を図ろうと仲裁に入っていただきました。

~~9月に、農区あて説明文【資料1】「林田町中山下地区における「水田の畑地転換等届出書」の対応について」を、担当委員経由で福島農区長に提出しています。~~

9月2日に、福島農区長から【資料2】「中山下地内の水田から畑地転換等に関する質問、確認事項」の提出があったため、このうち農業委員会該当項目について【資料3】「中山下地内の水田から畑地転換等に関する質問、確認事項(回答)」にて回答しました。

一方、[ ]から9月5日に質問文として【資料4】「姫路市林田町中山下の水田より畑地への転換等についての対応について」の提出があったため、これに対しては【資料5】のとおり回答しております。

9月11日には、自治会総会に小林農業委員が出席していただき、【資料3】「中山下地内の水田から畑地転換等に関する質問、確認事項(回答)」を配布し、説明していただきました。

9月18日に、[ ]は自治会の会合に呼ばれて事業の説明を行い、自治会から示された【資料6】「同意書における要望事項について」に対して、回答を【資料7】別紙のとおり行ったとのことで、[ ]から資料の提供をいただきました。

9月20日には[ ]から「隣接農地の所有者及び耕作者の同意書」の提出がありました。

9月21日には[ ]から交代された金尾農区長が来庁され、【資料3】「[ ]からの令和4年の「水田の畑地転換届出書」への中山下農区からの同意について」の書面の提出がありました。

この書面によりますと、農区同意については、1枚目1行目に、「結論から申し上げますと中山下自治会としては、現在総会、役員会に於いて協議を重ねておりますが条件付き同意で[ ]と合意との結論に至っておりません。9月11日の総会時に[条件付きで同意]と決定いたしました。9月18日総会時の[ ]の説明内容では不十分と合意とならずに、[条件付き同意]は保留となっております。」とあります。

その理由として述べられているのは、4枚目「3同意の条件について」によりますと、この「同意の条件について」の①から⑤の5点について「満足な回答はいただけていない」とされています。

このうちの「⑥姫路市の「畑地転換等指導要領」を遵守するため等の再発防止策」は農業委員会該当項目と考えますが、1点目「造成のカサ上げ限度違反等について」の3行目に「30cmを超さない高さとするとの畑地転換造成基準を大きく超えている件」についてですが、説明させていただきます。

これにつきましては、すでに【資料3】「中山下地内の水田から畑地転換等に関する質問、確認事項(回答)」の中の「質問5:カサ上げは西側造成において南道路において30cm大きく超え基準違反では？」に対し、「ご指摘の個所については、道路面からのカサ上げ限度(30cm)を超えた高さとなっており畑地転換等造成基準に適合していません。しかしながら、要領第7条に「基準に適合しない場合は、速やかに農地とみなせる状態に復元する・・・よう勧告するものとする。」とあるため、農地とみなせる状態であればそれ以上の指導はできないものと考えています。なお、「勧告」には法律上の強制力はなく、相手方の任意の協力を前提として行われるものとなっています。」とすでに回答しております。そもそも道路面から30cmを超えた理由としては、■■■■の行った今回の畑地転換事業において、「ほ場の高低差を解消し規模を拡大し効率化を図る」目的から、高低差のある複数筆の農地を均した結果、地の低い南側において高くなっているものです。このことは現況写真5枚目の■■■■の、南の道路との境を指していると思われれますが、届出書では道路面から上50cmとなっております。

しかしながら、排水の水口は塞がれておらず道路から一定の距離は確保されており、農地管理の適正化の観点からは、必ずしも是正勧告を必要とするものではないと判断しております。なお、■■■■は、自治会総会において「実害が発生した場合、自己の責任と負担において除去して参ります」と回答をされています。

次に、5枚目の「4. 9月18日中山下自治会臨時総会でのその他確認事項」のうち「②本件は3000㎡を超えるための諸申請はされていますか?の回答」の1点目「農地法の一時転用許可がなされていなければ、農地法上問題とならないのですか?」について説明いたします。これにつきましては、県の担当者に改めて確認したところ、「畑地転換事業により一時的に農地が使用できなくなることに對して一時転用許可が必要であることから、すでに畑地転換事業が完了し畑地となっているのであれば、不要である。」との判断をいただいております。

この書面の提出を受けた際に、金尾農区長にこの書面は■■■■にも渡されているかと確認したところ、できれば26日までに対面にて渡して説明し、前向きな協議を行い合意に至りたいと考えている、と回答いただいたところですが、本日金尾農区長の方からは、18日に■■■■と協議された結果から特に内容は変わっていないので、改めて説明はしない、と考えているとおっしゃってございました。これについては、ていねいに意思疎通をしていただく方がよいのでは、という話をさせていただいております。

なお、橋本煮前前農区長から、「■■■■から事前に畑地転換についての話はなかった」旨の書類の提出がありました。

申請地は、現況写真を添付しておりますが、いずれもすでに畑地への造成工事が終わっており、1番の区域においてはごらんのようにビニールが被せてありじゃがいもの作付がされているとのことです。

追加資料については、持ち帰らず回収いたします。ただし【資料8】「■■■■からの令和4年の「水田の畑地転換届出書」への中山下農区からの同意について」については現状を知ってほしいから配ってくれと農区長から承っておりますので、持ち帰っていただいてもかまいません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。

本件につきましては、事務局からの説明にありましたように、7月、8月とたびたび審議を保留させていただいて、地域の、農区の、自治会の意向そのも

のを十分に確認して前に進みたいという農業委員会の基本的な意向を踏まえて今日に至った訳でありますけれども、さきほど事務局から事のいきさつを詳しく述べていただいて改めて過去の様々な出来事を説明いただきまして、ご理解を得たのではないかと思います。本件につきましては、地域における小林委員並びに推進委員である大谷さん、山下さん両名の並々ならぬご努力をいただきながら、地域とのコミュニケーションを図っていただきました。また、事務局におきまして、多大な労力をかけました農業委員の皆様にご説明を頂いたり、地域の皆様方に回答書を作成してご理解を頂いたりと数多くございます。そういった経緯を含めまして、地域で最も重要なご尽力をいただきました小林委員に、今回の議案につきましての小林委員なりのご意見を頂戴したい、と思っておりますので、小林委員よろしく申し上げます。

小林委員

失礼します。

7月8日と地区協議会また総会と7月8日といま言われたように地元の当事者と会っての話し合いを前提にして皆さんに本当にご迷惑をかけて7月8日と継続審議という形をとっていただきました。そんな中で先ほど会長も言われていましたけれども8月に入ってからですけれども大谷推進委員さん、それから山下推進委員さんのお力をお借りしてなんとかいい方向に進むようにやろうということで取り組みました。そんな中で地元農区から質問状が出た中でこれを整理しようと、この部分は農業委員会事務局に答えてもらおう、これは当事者[ ]に答えてもらおう、これは農区と当事者との問題やな、というようなことで3つに分けてね、その中で本当に事務局にも無理言いましたんですけども事務局しっかり応えていただいて事務局の回答ができました。それをもってですね、先ほど話がありましたけれども、まず、9月の11日の中山下自治会による総会それに私出席しまして、事務局がこれは事務局が答えるという中での回答をですね、総会の皆さんに少しでも理解してもらおうと思って申し述べる中で、途中ちょっとこう挫折が入ってですね、自治会が書面をコピーして住民全員に渡しておられたので、あなたがどくどく言わいでもこれ見なはれと言ったらいじやないかという意見の中で、それならそうしてくださいということを申し伝えて11日、それから尚且つ、もうこれが農業委員会の最終の回答ですと、これ以上の回答はありませんよということも、その総会の中で皆さんに声を大きくして言いました。そんな中で11日は私は退席と。それから村の予定としては18日に今度は当事者の[ ]を交えて、またもう一度総会をして、その中で話し合いをするということをお願いしておりました。だけど、もう最後の回答なのでその両者が会うときに私はいませんよ、ということをお願いして18日は出席しませんでした。もう当事者と住民で話ししてくださいよということで11日は帰っておるんで、18日は出席せず。その翌日19日にその結果をですね、自治会長に聞きました。そんな中で条件付きの同意書を提出しようという住民のその総会の中で賛否を問われたらしいんです、自治会長が。そしたら、多数の方がその条件付きで同意書を提出すると、いうことを、翌日自治会長から聞きました。だからこれをもってですね私は、この2か月継続審議ということになった中で、もうこれ以上はね、できないと思いました。個人的にも。だから、そういったことで、言葉は足りませんが、そういうことを踏まえて、本件審議を進めていただくようよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、北西部地区協議会の会長であります田原委員から、地区協議会の総評を聞かせていただければと思います。よろしく申し上げます。

田原委員

9月21日の北西部地区協議会を開催しまして、今小林委員から発表がありましたように、小林委員あるいは大谷、山下推進委員から説明を受けました。で、地元と[ ]との間で合意に向け今後も双方話し合うという風な報告を

受けました。これは農業委員会の分野なのか、あるいは地元と[ ]との間の分野なのかそういう風なことを確認させていただきまして、北西部といたしまして、畑地転換を確認いたしました。以上です。

議長

ありがとうございました。

当事者の地区委員であります小林委員、あるいはまた地区協議会の会長であります田原委員からお話をいただきましたが、他の委員で、本件に関してですね、ご意見なりご質問なりございましたら、発表してください。

青田委員

私は6月29日に現地に行った内の1人ですが、実際に受けた印象といたしましては、ちゃんと畑をしようという風な姿勢が見えました。農業委員会の業務の本来の目的としましては、農地法の目的としましては、農地をちゃんと確保していこうというのが1番の目的となっていますので、その趣旨からいいますと、この畑地転換が保留、保留となっているのは、農地法上どうなのかなと思っております。現実もうじゃがいもが植わっている状況がありますので、畑地としてちゃんと利用されているというのであれば、もう逆に言うと畑地転換届も必要ないんじゃないかと、法的には、そこまで思うんですが、これ出されている以上は畑地として確認する以外に方法はないのかなという風に思います。

議長

はい、ありがとうございました。  
他に、ございますか。

各委員

.....

議長

ご質問やご意見もないようですので、まず最初にお諮りしたいことがございます。本件2か月の期間を超えまして現在に至っておりますけれども、その経過内容につきましては先ほど来、事務局並びに担当委員また地区協議会の会長のご意見を含めましていろいろと皆さん方にお話を聞いていただきました。この問題も2か月の時間が経過していることにより、農業委員会としてこれ以上、地元の同意書を待っても、先ほど来お話がございましたように11日の総会では条件付きで同意書を提出しようというお話もございましたけれども、18日の総会においては保留だという風な結論がなされているのが現状でございます。従いまして、これ以降地域の同意書を待っても出るものやらないものやら決断がつかないというのが現状でございます。従いまして、地区協議会でもお話がありましたように、そろそろ決着をつける時期ではなかろうかという風なご意見もございました。私もいろいろと皆様方にご苦勞をおかけして続けている。農業委員会の負担も非常に大きなこととなってきておることも事実でございます。従いまして本件そろそろ決着をつけるべきではなかろうかと思うんですけれども、皆様方のご意見を聞かせていただいてじじょうをつけるべきか、いやもう少し待つべきであろうという風なご意見もあろうかと思っておりますので、最終的にお諮りしたいのは、まず本日を持ちまして結論をつけるべき、あるいは待つべきということの決断をまずしていきたいと思っております。経緯は先ほど来説明させていただいている通りでございますので、採決を図りたいと思っております。本件、本日の総会をもって結論をつけるべきであろうと思われる方、挙手を願います。

各委員

(16名の挙手)

議長

2名を除いて16名の方に賛成していただきましたので、本日はその結論をつけることといたします。

第6号議案の畑地転換届の最終的な決断を諮ります。林田町中山下所在の畑地転換6, 222㎡を承認することに、同意する方、挙手を願います。

各委員

(16名の挙手)

議長

2名を除きまして16名の方がご賛同いただきましたので、本件はその方向にて決着とさせていただきます。

いろいろと皆様方にはありがとうございました。ご協力ありがとうございました。しかしながら、私は思いますには、この畑地転換につきましては、指導要領がありますが、これは昭和61年に施行されたものですが、すでに長い期間判断の基準としておる訳です。従いまして、この指導要領を事務局の方で見直していただいて、それをまず地区協議会で協議頂いて諮っていただいて、その結果をもって総会にかけていただいて最終的な指導要領にしていく作業に着手したい、いう風な個人的な考えがあります。そういったことも含めまして今回の畑地転換届につきましては最終的な結論をいただきましたので、その旨確定させていただくことといたします。

事務局長

事務局から一言申し上げます。

この度は、          が耕作されている農地の畑地転換にあたり、事前に本市農業委員会事務局が相談を受けた際に、          に対して行った説明及び取扱いに不備があったことから、7月の地区農政協議会、総会から今月の2か月余りの審議になったことにつきまして、申し訳ありませんでした。

林田町地区担当の小林農業委員をはじめ大谷推進委員、山下推進委員につきましては、申請者の          と地元農区との間で、多大なる調整をしていただき、ありがとうございました。

なお、この件を機に畑地転換に関しまして、「畑地転換等指導要領」に基づく届出が必要であることを相談者に説明するとともに、畑地転換の規模等に応じて、本市まちづくり課が所管する開発事業事前申請の手続きや産業廃棄物対策課が所管する県条例、または県知事の一時転用許可など、必要となる他法令を所管する部署への案内に努めております。

また、事務手順について、新たに「畑地転換事務処理マニュアル」を作成し適正な事務処理に努めてまいります。

今後は、今回と同様の事態とならぬよう事務局職員の業務遂行体制の改善につきましても周知徹底してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、これより報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号(P12)を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、8月にご審議いただきました新規農家5件の事情聴取を、9月7日に実施していただきました。当日は、1番から5番についてはご本人が、6番7番は父が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しております。

議長

有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、小林委員からお願いいたします。

小林委員

今回5人の方が事情聴取ということですがけれども、5人全員が農業意欲が強い方ばかりでした。

1番の方は、          ですが退職されて10年近く、近くの田を借りて野菜を作っていると言っておられました。健康でもあるし、まだまだやっていたらと

思います。

2番は、若い方で、サラリーマンですけれども奥様も自分たちが作った米、野菜を、まだ小さな2人の子供に食べさせたいという思いが強く、農業をするんだという意志が強い方で、大丈夫だと思います。

3番4番は、これも若い方で、社会人野球をやっているというスポーツマンで、会社勤めをしながら休日に、地域も後継者が不足している中で、なんとか田んぼをやってみよかということで、この方も意志の強い方と見受けました。

5番の方は、現在大阪の方で会社勤めをされていて、一見農業から縁遠い方に見え都会人風の方でしたが、話を聞いていけば、縁あって家付きの田を購入されたのですが、地域の方との接触と言いますか、すでに地域の野菜を作っている方と話をしたり手伝いをしたりそういったことをする中で、より強く農業をしたいという思いで、先々では自分が作った野菜等で店をしたいという夢も持っておられました。友達が近くにおられるとのことで、みんなでワイワイされるのかな、と思われました。

6番7番ですが、これは両親の後継ぎということで、今までも手伝いをしていたんだけど、まだまだ若い方なので、大丈夫だと思われました。

議長

はい、詳しい報告ありがとうございます。  
次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号(P13~P14)を説明する。  
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。表右肩の受付分の表示ですが、「8月12日~9月8日受付分」に修正をお願いします。記載されている案件は8月12日~9月8日受付分間違いございません。

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、8月12日から9月8日の間に受け付けたもの、11件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。  
お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・

議長

特にないようですので、確認いたします。  
次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号(P15~P19)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、8月12日から9月8日の間に受け付けたもの25件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。  
少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。  
それでは、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長 それでは、報告第3号について確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。  
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P19～P21）を説明する。  
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、貸借契約の解約の通知が2件、使用貸借契約の解約の通知が13件ございました。利用権に該当するものは11件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは6件です。貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、どちらも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。  
なにか、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 特にないようですね。  
それでは、次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号（P22～P23）を説明する。  
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、8月は10件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長 報告、有り難うございます。  
それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

（午後3時10分 終了）

議事録署名委員

(議 長)

岸 本 英 夫

---

(署名委員)

小 林 忠 明

---

(署名委員)

青 田 誠

---